

水素スタンド設備に係る技術基準の見直し

2023年3月24日

高圧ガス保安室

水素スタンド設備に係る技術基準の見直し (H29計画 No.38)

- 圧縮水素スタンドの設備に係る技術基準のうち、蓄圧器出口又は圧縮水素を受け入れる配管に設置する安全装置についてリスクアセスを実施し、合理化してもこれまでと同等の安全が担保される具体的な要件を経産省委託事業における検討会を通じて整理。
 - 1) 安全弁※¹が一定の放出条件を満たすバネ式的安全弁（全量式：不可、揚程式：可）であって、当該安全弁に接続される放出管が、水素を鉛直上方に放出するものである場合、圧力リリーフ弁※²の設置を不要とすることができる。
 - 2) 緊急時に供給を遮断する措置として一の配管に2つ以上設ける必要がある遮断弁について、2つ目の設置場所を集合配管部分とし、集約することができる。
 - 3) 大量流出防止措置である過流防止弁に代わるものとして一定の性能要件を満たすオリフィスを使用することができるほか、設置場所を集合配管部分とし、集約することができる。
- 所要の措置を盛り込むための省令（一般高圧ガス保安規則）等の改正を予定。

※ 1 安全弁は、蓄圧器の圧力が許容圧力を超えることを防ぐため、設定圧力（設備設計圧力）を超えた際に、圧力を下げるために水素を放出する弁。

※ 2 圧力リリーフ弁は、安全弁が作動する前に、設定圧力（例：常用圧力）以下になるまで水素を放出する弁。

